

子育て世帯の民間賃貸住宅家賃一部助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

民間賃貸住宅に入居している子育て世帯に、家賃の一部を助成します。

- 対象
次のすべてに該当する世帯
①18歳までの子どもがいる世帯
②町内にある月額家賃が56,000円以上の民間賃貸住宅に入居している世帯
③世帯の合算所得が5,844,000円以下の世帯
④町税等に滞納がない世帯
- 必要書類
・賃貸借契約書等の家賃の金額を確認できる書類
・家賃の支払領収書や引落口座通帳等その納付を確認できる書類
・あつまるカード
・印鑑
※平成31年1月1日に町外に在住していた方は、1月1日に住所のあった自治体が発行する所得証明書および町税等の滞納がない証明書が必要です。
- 助成内容
月額2,500円分/子ども1人(上限:月額5,000円分)を町内加盟店で買い物などに使用できるあつまるポイントとして還元します。
- 対象期間
令和元年10月～令和2年3月の6カ月分
- 受付期間
4月30日(木)まで
- 受付窓口
住民課子育て支援グループ、上厚真支所

住宅関係の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

地震対策と地球温暖化防止のため住まいの整備にかかる費用の一部を補助します。

①既存住宅耐震改修費補助

補助金額	上限30万円
補助対象	昭和56年5月31日以前に着工した耐震性能評点1.0未満の住宅の耐震改修工事

②住宅太陽光発電システム設置補助

補助金額	【町内業者施工の場合】1Kw当たり10万円(限度額30万円) 【町外業者施工の場合】1Kw当たり7万円(限度額20万円)
補助対象	発電余剰電力の売買契約ができる、または発電電力をすべて自家使用とする10Kw未満の発電太陽光発電システムの設置(未使用品に限る) ※令和2年4月1日以降の設置かつ年度内に工事が完了し電力会社との電力受給が開始できるシステムであること

③ペレットストーブ等購入費補助

補助金額	【町内の商店から購入の場合】本体購入価格の2分の1(限度額15万) 【町外の商店から購入の場合】本体購入価格の2分の1(限度額10万)
補助対象	住宅に設置する木質ペレットやまき等を燃料として、本体材質が鋳鉄や中鋼板と同等かそれ以上の耐久性を有する暖房器具の購入

④住宅リフォーム推進補助

補助金額	リフォーム費用の5分の1 (①の工事と併用 限度額45万円)(②③の工事と併用 限度額30万円)
補助対象	上記①～③までの工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事 ※住宅リフォームだけでは該当になりません ※併用する工事によって限度額が変わります

共通補助要件

- ・町税の滞納がない方
- ・町内の住宅(併用住宅の場合住宅部分に限る)に施工・設置する場合があります。
- ・募集期間は令和3年3月22日(月)まで。ただし、募集は予算の範囲内で行うため、先着順です。予算の範囲を超えた時点で補助事業は終了となります。


空き家等利活用資金の助成・貸付

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

空き家住宅の取得、改修(改築含む)、宅地の取得に係る経費の助成または貸付を行います。

- 対象 市街化調整区域と都市計画区域外にある空き家住宅を取得・改修などを行い10年以上居住する方

助成	●対象 金融機関の融資を活用する方	貸付	●対象 やむを得ず金融機関の融資を受けられない方
	●内容 (1)借入により発生する利息(保証料を除く)に対して1%を上限として10年間助成する ※500万円までの借入に発生する利子が対象 (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1を補助する ※補助額上限250万円 ※(1)と(2)を合わせた助成の上限は借入額の2分の1		●内容 (1)上限500万とする融資を行う ※20年償還、貸付利子年0.5% (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1の償還を免除する ※免除額上限250万円

 空き家の適切な維持管理をお願いします
適切な維持管理が行われず放置されている空き家が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、その責任を問われることもあります。

特定空き家解体費の補助

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

特定空き家の解体に係る経費一部を補助します。

- 対象
所有関係が明確な町内にある特定空き家を、所有者等が解体事業者に請け負わせて解体する工事
※特定空家とは適切に管理されていない空き家で町長が認めたもの
- 補助内容
解体工事費の2分の1を補助
①住宅は、1工事につき上限50万円
②住宅以外は、1工事につき上限30万円
※①・②の工事を同時に行う場合または複数行う場合は上限80万円
- 工事対象期間
令和3年3月31日(水)

アパート建築費・改修費の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

アパートの建設や既存のアパートの改修にかかる費用の一部を補助します。

<p>アパートを建てる (町民間賃貸共同住宅等建設促進事業)</p>	<p>アパートを改修する (町民間賃貸共同住宅等リフォーム促進事業)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●対象 新たに町内の市街化区域内に民間アパートを建設する方(法人・個人) ●補助額 1LDK…1戸当たり110万円 2LDK…1戸当たり130万円 3LDK以上…1戸当たり150万円 ※1LDKと2LDK、3LDKの組み合わせで構成すること ※1棟当たり上限金額は960万円 ※防犯対策を各戸に行う場合、1棟につき10万円を上限として増額 ●受付期間 5月29日(金)まで ※複数の交付希望者がある場合は抽選により決定(町内在住の方を優先) 	<ul style="list-style-type: none"> ●補助内容 町内に民間アパートを所有する方(法人・個人) ●補助額 1戸当たり最大15万円(1戸当たりの改修工事費が15万円未満の場合はその額) ※1棟当たりの上限金額は90万円 ●受付期間 令和3年3月22日(月)まで ※予算状況により早期に締め切る場合があります。



バス券の交付

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

高齢者にバス助成券を交付します。

町内バス券

- **交付対象**
町内に住所があり居住している満65歳以上の方
- **交付枚数**
1度に36枚(再交付可)
- **交付券種**
町内路線を100円で乗車できる券

町外バス券

- **交付対象**
町内に住所があり居住している満70歳以上の方
- **交付枚数**
1人につき月3往復分
- **交付券種**

令和元年度の介護保険料段階	券種
[第1段階]から[第3段階]の方	無料券
[第4段階]から[第9段階]の方	半額助成券

- **利用時の注意**
 - ・助成券と「高齢者バス利用助成事業利用者証」が必要です。
 - ・町外バス半額助成券を利用する場合は利用運賃の半額の支払いが必要です。
 - ・町内バス助成券を利用する場合は100円の支払いが必要です。

● **受付場所**
住民課 福祉グループ、上厚真支所

● **申請に必要なもの**
本人確認書類、印鑑

● **受付期間**
3月26日(木)から

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、昨年度に助成券を交付した方には、事前に郵送しています。

入浴券の交付

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

70歳以上の高齢者および障害者などに、こぶしの湯あつまの入浴券を交付します。

- **交付対象**
 - ①町内に住所があり居住している満70歳以上の方
 - ②町内に住所があり居住している満70歳未満の方で以下のいずれかに該当する方
 - ・人工透析療法を受けている方
 - ・指定難病と認定されている方
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ・療育手帳の交付を受けている方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- **交付枚数**
 - ①1人につき年10枚(その他、ペタンク大会・敬老会・新年交流会などの行事に参加した方に年2枚まで交付します)
 - ②1人につき年12枚

- **利用時の注意**
 - ②の方は入浴券と「身体障害者等入浴無料身分証」が必要です。

● **受付場所**
住民課 福祉グループ、上厚真支所

● **申請に必要なもの**

- ①本人確認書類、印鑑
- ②要件に該当することがわかる書類、印鑑

● **受付期間**
3月26日(木)から

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、昨年度に助成券を交付した方には、事前に郵送しています。

安平・厚真行政事務組合からのお知らせ

ゴールデンウィークのごみ収集の休みについて



5月4日(月) 5日(火) は、ごみ収集をお休みします

※自己搬入の受付も行いませんので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151

高校生の通学費等助成(受付期間延長)

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対する通学費等の助成申請受付期間を延長しました。

- **対象**
町外の高校(高等専門学校は1~3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者(町内在住に限る)
- **助成内容**
月額5,000円分を町内で使用できるあつまるポイントとして還元
- **対象期間**
令和元年10月~令和2年3月分(長期休暇1カ月分を除く)

- **必要書類**
 - ・在学証明書(発行日から2カ月以内のもの)
 - ※卒業証書は不可
 - ・あつまるカード
 - ・印鑑
- **受付場所**
住民課 子育て支援グループ、上厚真支所
- **受付期間**
4月30日(木)まで

指定ごみ袋の支給

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

紙おむつを日常的に使用している世帯に、もやせるごみ用の指定ごみ袋を支給します。

- **対象**
 - ①3歳未満の乳幼児と同居している保護者
 - ②厚真町家族介護用品支給事業実施要綱に基づき、紙おむつの交付を受けている方の介護者
 - ③厚真町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則に基づき、紙おむつの支給を受けている方またはその保護者

● **支給枚数**
対象者1人につき、もやせるごみ用指定ごみ袋(20リットル)を1カ月あたり10枚(年間最大120枚)

● **申請窓口**
住民課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内)、上厚真支所
※窓口で年度分の一括支給を行います。

● **対象期間**
4月1日(水)~令和3年3月31日(水)

● **申請に必要なもの**
申請書、印鑑

結婚新生活支援補助金

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

新婚世帯に新生活に伴う住宅の取得・家賃や引越に係る費用の一部を助成しています。

- **対象世帯**
次の要件をすべて満たす世帯
 - ・令和2年1月1日~令和3年3月31日に婚姻届を提出し受理された世帯
 - ・夫婦ともに婚姻日の年齢が34歳以下の世帯
 - ・町内に住民票がある世帯
 - ・新婚世帯の平成31(令和元)年分の所得の合計が340万円未満の世帯(貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除した額)
 - ・市町村民税等に滞納がない世帯
 - ・過去にこの制度の補助を受けたことがない世帯

● **助成額** 上限30万円

● **申込期限** 令和3年3月31日(水)
※令和3年1月以降に手続きをされる場合は事前に連絡をお願いします。

- **提出書類**
 - ・補助金申請書
 - ・戸籍謄本または婚姻証明書
 - ・夫婦の平成31(令和元)年分の所得証明書
 - ・世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類
 - ・売買または賃貸の場合は契約書
 - ・領収書等支払金額のわかる書類
 - ・住宅手当等支給証明書(対象者のみ)
 - ・貸与型奨学金の返済額がわかる書類(対象者のみ)
 - ・退職証明書(対象者のみ)

- **対象経費**
令和2年1月1日~令和3年3月31日に係る次の経費
 - ・新規の住宅購入費用
 - ・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料)
 - ・結婚に伴う引越費用
- ※住宅手当や引越手当などの支給がある場合、手当分については補助対象外

新型コロナウイルス感染症対応資金融資 利子および保証料補給金交付

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486
 苫小牧信用金庫 厚真支店 ☎ 27 - 2236
 町商工会 ☎ 27 - 2456

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業者に融資と利子・保証料補給を行います。

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、事業活動に影響を受けている町内の中小企業者に対し、必要な事業資金を早急に融通し、事業運営の円滑化と返済財源の負担軽減を図るため、融資制度と利子および保証料補給金交付制度を制定しました。

- **貸付資金** 1事業者につき1,000万円以内
- **貸付利率** 年利率1.8% (固定金利)
- **利子補給利率**
 3年目まで 1.8% (実質負担利率0%)
 4年目以降 1.3% (実質負担利率0.5%)
- **保証料補給額** 保証協会が定めた額の全額

その他の貸付条件や必要書類等の詳細は、金融機関または町商工会へお問い合わせください。審査の結果によっては融資できない場合があります。

● **融資対象者**
 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に基づく中小企業者(小規模企業者、個人事業主を含む)で、厚真町に独立した事務所、工場または店舗を有し、町税を完納している者

● **借入期間**
 借入の日から起算して7年以内(うち据置1年以内)

● **資金の使途**
 事業資金(運転資金・設備資金)

● **取扱金融機関**
 苫小牧信用金庫

● **利子および保証料の補給**
 ・上記融資を受けた中小企業者で、町税を完納している者が対象となります。
 ・補給金の交付申請、決定の通知および受領、補給金の交付は町商工会が行います。

こんなときには国保に届け出を

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
 (総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険は自動的に脱退されないので届け出が必要です。

町外に引っ越し場合や、勤め先の健康保険(社会保険等)に加入した場合でも、国民健康保険は自動的に脱退にはなりませんので、届け出が必要です。

次の理由が生じたときは、14日以内に届け出をしてください。

届け出をされないと、保険料が二重になったり、医療費が全額自己負担になるなど、被保険者に不利益になることがあります。

- **届け出が必要な場合**
 - ①町外に転出した
 - ②社会保険など他の保険に入った・家族の保険の被扶養者になった
 - ③生活保護の受給を開始した
 - ④死亡した
- **届け出に必要なもの**
 印鑑、国民健康保険証、以下の書類
 - ②の場合…新しい保険証または健康保険資格取得証明書
 - ③の場合…生活保護開始決定通知書
 - ④の場合で葬祭費の申請をするとき…葬儀を行ったことと喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状ハガキなど)、喪主名義の口座が確認できるもの

まちおこし奨励

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

町内の団体やサークルなどが自主的、主体的に取り組む事業に係る費用の一部を助成しています。

- **対象事業**
 ①まちおこし事業 ②人材育成事業 ③特産品開発事業
 ④文化活動 ⑤地域活動 ⑥その他まちおこしと認められた事業
- ※団体の経常的運営費、営利を目的とするもの、入場料を徴収するもの、事業費が5万円未満のものは対象にならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

- **対象**
 団体・サークル
- **補助金額**
 補助対象経費の3分の2以内(1事業の上限は30万円)
- **募集期間**
 12月30日(水)まで

起業化支援

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

起業をめざす新規事業者の事業立ち上げなどに必要な経費に対する補助金を交付します。

- **対象者**
 ・町内で起業を予定している方
 ・平成30年1月1日以降に起業した方
 ※その他の要件あり
- **補助対象事業の認定**
 審査は審査委員会で申請者へヒアリングを行い、町内の活性化につながるかを審査し、認定します。
 なお、補助対象事業は右記のとおりで、事業認定日以降の経費が対象となります。
- **補助金の交付対象期間の終期**
 起業した日から3年後の応当日の前日まで
- **補助率**
 2分の1以内
- **補助限度額**
 200万円(空き店舗を活用する場合は250万円)
- **申込期限**
 随時受付

- **対象事業と対象経費**
- ①新規開業支援事業

対象事業	起業するために必要な施設の建築および改修等を行う事業 ※上限に達しない場合は事業化支援事業に申請可能
対象経費	報償費、旅費、役務費、委託費、工事請負費、備品購入費等

- ②事業化支援事業

対象事業	安定的な事業継続を図るために行う事業 ※事業執行は条件により最大3年
対象経費	報償費、旅費、役務費、委託費、需用費、使用料・賃借料、備品購入費、償還費

- ※①②の事業のうち、どちらか一つまたは両方を選択してください。
 ※申し込みを希望する方は事前に産業経済課経済グループにご相談ください。

商工業振興支援

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

経営者の創意工夫のある取り組みや雇用拡大、定住支援に必要な経費に対する補助金を交付します。

- **対象者**
 町内において1年以上営業しており、町税を滞納していない商工業者
 ・個人事業者…町内に住所を有している方
 ・法人…町内に事業所等を有している中小企業者中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる中小企業に限る)
- ※その他の要件あり
- **申込期間**
 随時受付
- **申込先**
 町商工会 ☎ 27-2456
 ※その他の条件等は商工会までお問い合わせください。

- **対象事業と対象経費**
- ①経営強化促進補助金

内容	商工業者が自ら行う、積極的かつ創意工夫を凝らした以下の取り組みに必要な経費を補助します。 ①施設の増改築または改修事業 ②新製品または新技術の試験・研究・開発事業 ③ICT化事業 ④新分野事業への拡大事業
補助額	資本金1,000万円以下▷2分の1 資本金1,000万円超1億円以下▷3分の1 (下限25万円 上限200万)

- ②雇用拡大奨励金

内容	町内における雇用の場の確保および拡大を図るため、新たに常用労働者を雇い入れ、雇用定数を増した事業者に対し奨励金を交付します。
補助額	1人につき30万円(1年度につき2人まで)

- ③職住近接奨励金

内容	町外から町内の事業所に通勤している常用労働者が町内に転入する際に手当を支給する事業者に対し奨励金を交付します。
補助額	3分の2以内(1人につき20万円まで)

災害復旧工事



早期復旧を目指して！
 現在、北海道開発局・北海道・町などが災害復旧工事を行っています。工事の実施にあたって各発注機関と受注業者による安全連絡協議会を設置し、連携して交通安全や住環境の保全に努めています。大量の土砂を運ぶため多くのダンプカーが走行するなど、皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

胆振東部地震災害復旧工事厚真町安全連絡協議会
 問い合わせ ☎080-2867-6611
 建設課 土木グループ ☎27-2451

的な補修を行います。

●町道桜丘幌里線(幌里地区)
 幌里地区の町道桜丘幌里線は崩土により1車線ほどの道路幅でしたが、3月に崩土を全て撤去し路面は傷んでいますが2車線の通行が可能です。

●チカエツ川(朝日地区)
 朝日地区を流れるチカエツ川は崩土により閉塞し、護岸も被災しましたが護岸工事を除く復旧工事が完了しました。

●豊丘新橋(豊丘地区)
 豊丘地区の野安部に架かる豊丘新橋は川に架かる基礎が破壊され通行止めとなっていました。3月に復旧工事が完了し通行できるようになりました。



生活支援相談員 だより

町社会福祉協議会 生活支援相談室 ☎29-7407

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、生活支援相談員の活動も直接的な訪問を極力避け、電話などを中心にお話をお伺いしています。
 仮設団地談話室での体操教室なども当面の間、休止となりました。
 もともと、運動不足になりがちと言われる狭い仮設住宅での健康予防として始まった体操教室。今は感染予防対策の影響で活動の自粛や外出の機会が減っており、運動不足となるリスクが高まっているといえます。
 生活支援相談員はあつま災害エフエム(81.4MHz)にラジオ体操の曲を毎朝かけていただけようリクエストしたり、お部屋で出来る簡単なトレーニングを紹介したチラシを作成して配布するなど、少しでも自宅で運動するきっかけを作りたいと考えています。
 体操教室に参加されていた方々にお電話すると「体操教室がなくて寂しい」「ラジオ体操に合わせて体操しているよ」という声が返ってきます。
 せっかく根付いた体操教室。また皆さんで集まれる日を心待ちにしています。

災害ボランティアセンター だより

町災害ボランティアセンター ☎29-7407

町災害ボランティアセンターの支援件数とボランティア活動者数は、設置後延べ1,214件、5,443人に上りました。支援活動の内容は仮設住宅などへの引越しなど大きな荷物の移動、仮設住宅へのエアコンの設置なども行いましたが、最も多いご相談は被災した家屋の公費解体に伴う家財の片付けに関する内容でした。
 その公費解体工事も3月末で終わりました。公費解体された家屋は町内で208棟に上ります。今後は復旧が全体として一段階進んだことで、災害ボランティアセンターの支援を必要とするニーズも落ち着いてくると思われます。
 これまで災害ボランティアセンターは、旧かしわ保育園に事務所を置かせていただいていたのですが、このたび社会福祉協議会の事務所移転に伴い旧児童会館(京町)に移転することとなりました。移転の時期は4月下旬の予定です。引き続きよろしく申し上げます。



弁護士による無料法律相談会

総務課 総務人事グループ ☎27-2322

厚真町と安平町で、札幌弁護士会地域司法対策委員会による「無料法律相談会」を開催します。

開催日	開催場所	
	午前 10時30分～12時	午後 13時30分～15時
4月13日(月)	厚 真	早 来
4月27日(月)	早 来	上厚真
5月11日(月)	厚 真	追 分
5月25日(月)	追 分	厚 真
6月 8日(月)	厚 真	早 来
6月22日(月)	早 来	上厚真
7月 6日(月)	厚 真	追 分
7月20日(月)	追 分	厚 真
8月 3日(月)	厚 真	早 来
8月17日(月)	早 来	厚 真
8月31日(月)	上厚真	追 分
9月14日(月)	追 分	厚 真
9月28日(月)	厚 真	早 来

○相談料は無料です
 ※実際に依頼する場合の弁護士費用は、相談弁護士にお問い合わせください。
 ○相談される場合は、事前に予約してください
 ※相談当日、直接会場にお越しいただいても、先約があってお待ちいただく場合や受けられない場合もありますのでご了承ください。

会場のご案内	
厚 真	総合福祉センター 京町165-1
上厚真	上厚真支所 上厚真219-1
早 来	安平町保健センター 安平町早来大町95
追 分	安平町ぬくもりセンター 安平町追分中央1-40

固定資産税の土地・家屋評価額などの縦覧

住民課 税務グループ ☎27-2481
 (役場庁舎別館前プレハブ内)

固定資産税の納税者は他の土地や家屋の評価額と比較して自己の資産の評価額が適正かを確認するために令和2年度の土地・家屋価格等縦覧簿を見ることができます。

- 縦覧期間
6月1日(月)まで
- 縦覧場所
住民課 税務グループ
- 縦覧できる方
固定資産税(土地・家屋)の納税者
- 縦覧内容
町内の土地の所在地番、地目、地積、評価額、家屋の所在地番、種類、床面積、評価額など
- 持ち物
本人確認書類(運転免許証、保険証など)
※代理人は、納税者の委任状を持参ください。

町高齢者大学新入生募集

住民課 福祉グループ ☎26-7872
 (総合ケアセンターゆくり内)

高齢者自ら社会参加し、知識と教養を高めながら、生きがいをつくるため高齢者大学を開校しています。

- 期間
4月～令和3年3月
2月を除く年11回開催予定
- 開催場所
総合ケアセンターゆくり ほか
- 会費
1人1,000円(途中入学の場合も同額)
- 受講資格
町内に居住する65歳以上の方、老人クラブ加入者
- 講座内容
講師による講話、ペタンク大会、研修旅行等
- 申し込み
電話で申し込みください。